

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成25年 3月25日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第26号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(佐賀県立九千部学園条例の一部改正)

第1条 佐賀県立九千部学園条例(昭和37年佐賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(設置) 第1条 <u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第123号。以下「法」という。)第83条第2項の規定に基づき、障害者支援施設として、佐賀県立九千部学園(以下「学園」という。)を設置する。	(設置) 第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成17年法律第123号。以下「法」という。)第83条第2項の規定に基づき、障害者支援施設として、佐賀県立九千部学園(以下「学園」という。)を設置する。

(佐賀県立佐賀コロニー条例の一部改正)

第2条 佐賀県立佐賀コロニー条例(昭和45年佐賀県条例第69号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(設置) 第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第83条第2項の規定に基づき、障害者支援施設として、佐賀県立佐賀コロニー(以下「コロニー」という。)を設置する。	(設置) 第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成17年法律第123号。以下「法」という。)第83条第2項の規定に基づき、障害者支援施設として、佐賀県立佐賀コロニー(以下「コロニー」という。)を設置する。

(佐賀県精神保健福祉センター設置条例の一部改正)

第3条 佐賀県精神保健福祉センター設置条例(昭和58年佐賀県条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(設置) 第1条 略</p> <p>2 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>法第45条第1項の申請に対する決定及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第52条第1項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限る。)</u>に関する事務を行うこと。</p> <p>(5) <u>障害者自立支援法第22条第2項又は第51条の7第2項の規定により、市町が同法第22条第1項又は第51条の7第1項の支給の要否の決定を行うに当たり意見を述べる</u>こと。</p> <p>(6) <u>障害者自立支援法第26条第1項又は第51条の11の規定により、市町に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行う</u>こと。</p>	<p>(設置) 第1条 略</p> <p>2 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>法第45条第1項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第52条第1項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限る。)</u>に関する事務を行うこと。</p> <p>(5) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項又は第51条の7第2項の規定により、市町が同法第22条第1項又は第51条の7第1項の支給の要否の決定を行うに当たり意見を述べる</u>こと。</p> <p>(6) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第26条第1項又は第51条の11の規定により、市町に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行う</u>こと。</p>

(佐賀県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

第4条 佐賀県障害者介護給付費等不服審査会条例(平成18年佐賀県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)</u>第98条第1項の規定に基づき、法第97条第1項の審査請求の事件を取り扱わせるため、佐賀県障害者介護給付費等不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>(合議体を構成する委員の定数)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)</u>第98条第1項の規定に基づき、法第97条第1項の審査請求の事件を取り扱わせるため、佐賀県障害者介護給付費等不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>(合議体を構成する委員の定数)</p>

改正前	改正後
第4条 <u>障害者自立支援法施行令</u> （平成18年政令第10号）第48条第3項の合議体を構成する委員の定数は、5人とする。	第4条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u> （平成18年政令第10号）第48条第3項の合議体を構成する委員の定数は、5人とする。

（佐賀県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部改正）

第5条 佐賀県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成19年佐賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（設置） 第1条 <u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）に基づく制度の円滑な運用並びに福祉及び介護に関わる人材の確保を図るため、佐賀県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。	（設置） 第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号）に基づく制度の円滑な運用並びに福祉及び介護に関わる人材の確保を図るため、佐賀県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（佐賀県療育支援センター設置条例の一部改正）

第6条 佐賀県療育支援センター設置条例（平成20年佐賀県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（使用料） 第3条 略 2・3 略 4 センターにおいて <u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者は、同条第3項第1号に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。 5 略	（使用料） 第3条 略 2・3 略 4 センターにおいて <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者は、同条第3項第1号に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。 5 略

(佐賀県立地域生活リハビリセンター条例の一部改正)

第7条 佐賀県立地域生活リハビリセンター条例(平成22年佐賀県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 身体障害者に対して障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する自立訓練を実施し、本県における身体障害者の福祉の増進を図るため、佐賀県立地域生活リハビリセンター(以下「センター」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 身体障害者に対して<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する自立訓練を実施し、本県における身体障害者の福祉の増進を図るため、佐賀県立地域生活リハビリセンター(以下「センター」という。)を設置する。</p>

(佐賀県障害児通所給付費等不服審査会条例の一部改正)

第8条 佐賀県障害児通所給付費等不服審査会条例(平成24年佐賀県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条の5の5第2項において準用する障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第98条第1項の規定に基づき、児童福祉法第56条の5の5第1項の審査請求の事件を取り扱わせるため、佐賀県障害児通所給付費等不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条の5の5第2項において準用する<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)第98条第1項の規定に基づき、児童福祉法第56条の5の5第1項の審査請求の事件を取り扱わせるため、佐賀県障害児通所給付費等不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p>

(佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第9条 佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年佐賀県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(介護補償)	(介護補償)

改正前	改正後
<p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 略</p>	<p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 略</p>

第10条 佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（介護補償）</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院</p>	<p>（介護補償）</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院</p>

改正前	改正後
<p>し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 略</p>	<p>し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 略</p>

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、平成26年4月1日から施行する。